

第 39 次国会請願署名の審査結果についてのご報告

きょうされん組織・運動委員長安川雄二第 190 回国会（常会）が 6 月 1 日に終了いたしました。

わたしたちが、ひろく市民に呼びかけ、集めた第 39 次国会請願署名は、100 万筆を越え、5 月 25 日時点の集約で 1,119,743 筆となっています。

そのうち紹介議員を経て国会請願課に受理され、衆参各厚生労働委員会に付託された署名は、972,332 筆となりました。衆・参ともに全会派の議員、両院あわせて 261 人も議員が紹介議員となりました。また、今回衆議院厚生労働委員会扱いで 55 本、参議院厚生労働委員会扱いでは 59 本の請願が請願課に提出されているなかで、きょうされんの署名は、委員会前の下審議の場ではありますが時間をとって議論がされ、採択を推す複数の会派の議員を得ることもできました。

しかし残念ながら、衆議院、参議院ともに審査未了となったことをご報告いたします。

わたしたちの国会請願署名は、請願を通すことだけを主たる目的として項目づくりをしたものではなく、わたしたちのねがいをしっかりと表現した項目としています。

国会の力関係の中で、なかなか採択までもって行くことは困難ですが、地元の議員事務所への訪問、その後の署名を請願課に提出していただくための働きかけ、請願の取り扱いに関する要望も衆参両院議長、各政党、各厚労委員あてに出すなどのとりくみを経て、わたしたちの要請は無下に取り扱うことのできないものとして存在感を示しているように感じます。

とくに今次の署名は、国会会期の関係で、急きょ通年よりも 1 カ月以上も短い期間のとりくみとせざるを得ませんでした。それでも 100 万筆を越え、昨年度到達に迫る数の署名が集められるなど、全国各地での奮闘が目立ちました。

わたしたちのねがいを項目としたきょうされんの署名は、まさにボディーブローのごとく国会に浸透し、議員の対応を変えるだけではなく、地域での賛同を増やし、地域そのものをも変えていく力になります。

秋には 第 40 次の国会請願署名・募金運動がスタートします。

以下に、きょうされんの署名がどのような形で審議をされたのかを民進党、共産党、社民党の議員事務所に問い合わせ、聞き取った内容をご報告します。

■衆議院【5月30日（月）請願担当者会議】55本の請願 民進党・共産党は採択すべきと主張。

自民党の反対があり、全会一致とならなかったために保留（審査未了）。

自民党の議員からは「所得保障は明言できない」「65歳以上の人も引き続き障害者サービスをとすることは答えられない」「地域活動センターについては市町村の役割なのでなじまない」「障害者関連予算を先進国レベルまでをとということに関しては単純に比較できない」などという発言があったようです。

■参議院【5月31日（火）厚生労働委員会理事懇談会】59本の請願 自民がきょうされんの請願について保留を主張。

従来から、会期内に成立した法案の関連請願は「採択しない」ということが暗黙の了解とされている（明文化したものはない）。「法案関連の請願を採択しない」というのは、法律が通ったということは、その「改正」を国民の代表の国会が認めた、賛成したのであって、これに反するような請願は採択できないということ。

きょうされんの署名は、その請願趣旨に「障害者総合支援法見直しにあたっては、……」という文言がある。しかしきょうされんの署名で懸念されている点については、法案成立によって“措置済み”との判断されたということになる。

わたしたちの地道な働きかけが、小さくとも確実な変化をつくっていることに確信を持ち、ひろく多くの市民に働きかけていきましょう。

【参考】 紹介議員・提出署名数第 39 次請願署名は、国会議員に紹介議員を要請した結果、衆議院で 146 人、全会派 436,765 筆
参議院で 115 人、全会派 535,557 筆
計 261 人の国会議員が紹介議員となりました。

※ 衆議院 請願のページ きょうされんの署名を提出した議員がわかります。

⇒ http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_seigan.nsf/html/seigan/1901048.htm

※ 参議院 請願のページ きょうされんの署名を提出した議員がわかります。

⇒ <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/seigan/190/futaku/fu19000691535.htm>

これらについて、民進党津田議員、共産党小池議員、社民党福島議員は、「この請願は全会派が紹介議員となっている」「特に 65 歳以上の介護保険優先原則の問題などは法案の質疑で出されており、まだ解決していない。採択すべきだ」と主張。

これに対し、自民党羽生田議員は、「改正があったばかりなので、今後の経過を見守ってからで良いのではないか」として採択を主張せず、採択は全会派一致の原則から、本請願は保留（採択しない）となった。

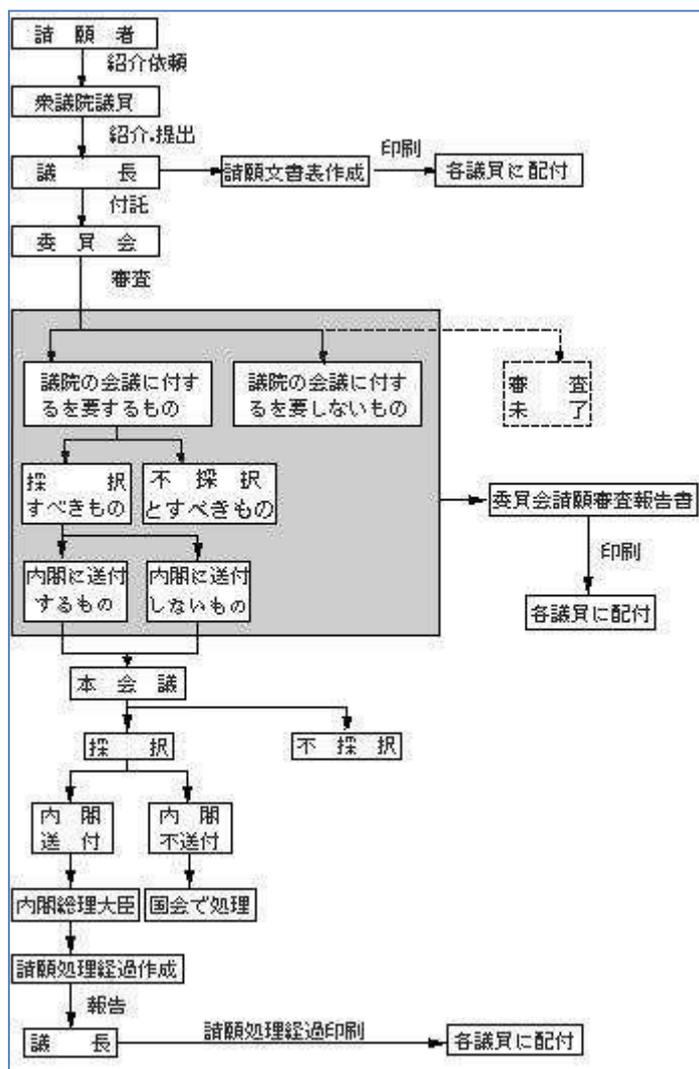
■ 「審査未了」とは 国会議員に届けた署名は、国会議員が「紹介議員」となり衆議院、参議院の各請願課に提出され、その請願内容により衆・参それぞれの委員会に審議の付託がされます。

きょうされんの請願は、衆・参それぞれの厚生労働委員会に付託されます。

会期末に、会期中に提出された請願の採択についての議論がされます。

委員会の前に、衆議院では「請願担当者会議」、参議院では「理事懇談会」が開かれ、そこで、請願の取り扱いについての下審議がされ、そのなかで保留とされたものは、委員会の議場に上がらず審査未了となり、その請願は採択されなかったということになります。

● 図：衆議院 HP 「請願・陳情書・意見書の手続」より



http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/tetuzuki/seigan.htm